

食糧等の受け渡しについての確認書

特定非営利活動法人ふーどばんく OSAKA(以下甲とする)と _____
(以下乙という)は、甲の乙に対する食糧等の提供について、次のとおり確認する。

第1条 (当事者)

- 1 甲は、食糧などの提供を通じて、要支援生活者の生活の向上、人権が尊重された明るく豊かな社会の実現に寄与することを目的とする特定非営利活動法人である。
- 2 乙は、甲の目的を理解し、甲から食糧等の提供を受け、これを要支援生活者に提供する非営利団体である。

第2条 (甲による食糧等の提供)

- 1 甲は、食品を扱う企業等の第三者から食糧等の提供を受け、乙の希望を考慮して適当と認める方法で、乙に対しこれを無償で提供する。
- 2 甲は、前項の食糧等の提供について、乙に対しいかなる金銭的若しくは経済的対価を要求しない。
- 3 甲は、乙に対し当該食糧等の取り扱い及び摂取時期等について、必要な指示をする事が出来る。

第3条 (乙による食糧等の利用方法)

- 1 乙は、甲から受領する食糧等を適正に管理し、遅滞なく要支援生活者に無償で提供しなければならない。これを第三者に譲渡あるいは無償で提供、若しくは転売・再販してはならない。
- 2 乙は、前項の食糧等を受領する要支援生活者に対し、いかなる金銭的若しくは経済的対価を要求しない。
- 3 乙は、甲から提供された食糧等を、甲に無断で他施設の利用者に分配してはならない。
- 4 乙は、甲から提供された食糧等を、原則として施設内で利用する。
- 5 乙は、甲から無償提供された食糧等について、上記第2条3項を遵守したにも係わらず、当該食糧等を摂取したことによる食中毒及び食品衛生上の事故(以下事故という)が発生または発生する事が予見される場合、甲に対し速やかにその旨を連絡し、甲による調査に協力しなければならない。
- 6 乙は、甲から提供された食糧等について、提供企業に対しその品質等の確認や説明を求める場合、必ず甲を通じて行う事とし、乙または乙から食糧を受け取った利用者が直接に提供企業と交渉してはならない。

第4条 (食糧等の品質及び管理並びに責任)

- 1 甲及び甲に食糧等を提供する第三者は、甲が第2条に基づき提供する食糧等について、乙に対しその品質を保証しないものとし、同食糧等に関して生じた事故について乙及び乙が同食糧等を提供した者に対しその責任を負わない。
- 2 乙は、第3条に基づき受領する食糧等について、その品質に応じ適正に同食糧等を選別、保存若しくは廃棄、調理して要支援生活者に提供しなければならない。

- 3 乙は、甲より提供された食糧品の消費期限を厳守しなければならない。
- 4 乙は、甲より提供する全ての食料品の記録管理に協力しなければならない。
- 5 乙は、食の安全性を確保するため、寄贈品が適用する関係法令に従っていること、また、消費有効期限に関する全ての法律や規則に従うことなどについての確認書を甲と交わし、事故が起こることのないよう万全の体制をとらなければならない。万一事故が発生した場合、すべての関係者によって行われる調査の結果について、適用のある関係法令に準じ、別途協議する。

第5条 (報告書)

甲は乙に対し、乙が第3条及び第4条2項の義務を遵守し若しくは同義務を遵守するための制度・組織・設備等を有していることを確認するため、乙の施設の視察や報告書の作成及び提出を求めることができる。

第6条 (請求権及び訴権の放棄)

乙は、第2条の食糧等に関し、甲及び甲に食糧を提供する第三者に対して、取得することのある一切の請求権及び訴権を放棄し、甲若しくは甲に食糧等を提供する第三者を被告とする訴訟を提起できないものとする。

第7条 (有効期間)

本確認書の有効期間は1年間とする。但し、有効期間満了までに甲または乙から特段の意志表示が無い限り引き続き1年間有効期限を延長するものとする。以後毎年同様とする。

上記確認書の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各自1通宛を保有する。

年 月 日

甲 所在地 堺市東区八下町1丁目122番地
団体名 特定非営利活動法人 ふーどばんく OSAKA
代表者 理事長 赤井 隆史 印

乙 所在地 〒
住 所

団体名
代表者 印

担当者
TEL
 FAX
 e-mail